

発議第11号

過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成19年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 車戸明良

賛成者 高山市議会議員 大木 稔
杉本 健三
伊 嵩 明博
小井戸 真人
谷 澤 政司
藤 江 久子
村 瀬 祐治
松 葉 晴彦
水 口 武彦
松 山 篤夫
牛 丸 博和
倉 田 博之
丸 山 肇
中 箴 博之

過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書

過疎地域の活性化については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法及び平成2年の過疎地域活性化特別措置法に基づき各種対策が実施され、さらに過疎からの自立促進として、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業により、道路、上下水道、福祉施設などの生活基盤整備等が図られ、一部では観光や地域資源を活かした産業振興での成果があがっているところであるが、過疎地域には、今後も解決すべき多くの課題が残されており、現行過疎地域自立促進特別措置法の平成22年3月の失効後においても、なお一層の強力な施策の必要性を痛感しているところである。

このような現況下で、「地域間の共生」こそ、我が国のグランドデザインの大きな柱とすべきであるとの考えの下、今後も地域の自立・活性化を促進するため、我々自身の自主的な努力は当然として、さらに国をあげての支援措置が不可欠である。

よって、国におかれては、過疎地域の自立・活性化のため、市町村合併前に過疎地域に指定されていた地域を引き続き指定するなど、平成22年度を初年度とする新たな立法措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

高山市議会